

令和 2 年 5 月 7 日
東京都労働委員会事務局

東京都緊急事態措置等期間の延長に伴う窓口業務縮小継続のお知らせ

東京都緊急事態措置等期間の延長を受けて、東京都労働委員会事務局では、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 取扱っている業務（※）

- (1) 電話相談（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請の手續に関するもの）
- (2) 郵送による書面の收受等（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請等に関するもの）
- (3) 郵送又はファクシミリによる書面の收受等（係属中の不当労働行為事件、争議行為発生の届出、公益事業に係る争議行為予告に係る提出書面等）

※ 来庁はお控え下さい。

2 休止業務

- (1) 労働組合の資格審査及び証明
- (2) 不当労働行為に関する調査・審問等
- (3) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁
- (4) 労働関係調整法第 42 条の規定による請求
- (5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による認定及び告示に関すること

3 期間

当面の間

【問合せ先】

東京都労働委員会事務局
審査調整課 近藤
電話 03-5320-6986